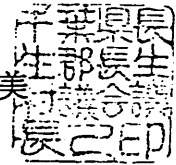


村 長	副村長	総務課長	課長補佐	副主幹	主 査	係 長	係	主任
					小島		中村	

長 議 第 4 1 8 号
平成 2 2 年 3 月 2 9 日

長生村長 石 井 俊 雄 様

長生村議会議長 中 村 秀 美



滞納整理方法の改善を求める要望書

滞納整理の方法について、下記のとおり意見を付して要望しますので、
4月6日（火）までに、回答するようお願いします。

記

1. 意 見

本年1月、鴨川市在住の高齢者が、村税滞納を理由として、年金が振り込まれていた銀行口座を村に差し押さえられ、生活困窮の末に孤独死した事件について、議会は、滞納整理のあり方に関する調査委員会を設置して調査した。

当該調査委員会において指摘された問題点及び意見は、次のとおりである。

- ◎憲法第25条に規定する最低限度の生活を営む権利及び第29条に規定する財産権を侵害するものであり、憲法の趣旨に反する。
- ◎滞納整理記録及び差し押さえ口座の入出金記録から、第三者からの小額の入金を年金以外の収入と断定して差し押さえたものと推測され、年金の差し押さえを禁止する国民年金法第24条、厚生年金保険法第41条1項、国税徴収法第77条等に反する。
- ◎最低限度の生活費として、残高10万円未満となる差し押さえを禁止する国税徴収法施行令第34条に反する。
- ◎村長は、自主的な納税相談を促すために差し押さえをし、納税相談がなかったので換価したというが、滞納者との面談をしておらず、滞納整理の手続きに問題があった。
- ◎村長から示された滞納整理実務マニュアルは、差し押さえ解除申請権などの滞納者の権利は告知せず、徴税職員からは滞納者に利する情報を提供してはならないと規定され、強圧的であり非人道的なので、抜本的な改善を求める。

受付
第 20 / 号
22.3.29
長生村役場

◎村長は、幸福の科学には納税通知を発行せず、太陽の里には入湯税の課税を猶予しており、社会的影響力を有する者には優遇措置を講じる一方で、社会的弱者からは容赦なく税を取り立てるなど、課税の公正性・公平性を著しく害しているため改善を求める。

◎村長は、自ら誤りを認め、遺族に謝罪すべきである。

これらの指摘及び意見に対し、村長からは、滞納整理実務マニュアルの改善等、徴税方法の見直しは行なうとしながらも、手続きに問題はなかったとして謝罪や反省の答弁はなかった。

議会は、本件に関し、再発防止に向けての早急な対応を求めるとともに、村長に猛省を促すものである。

2. 要望事項

- (1)滞納整理に当たっては、憲法に規定する生存権及び財産権を保障するとともに、関係法令の遵守並びに判例等との適合を図ること。
- (2)分納等の誓約は、必ず面談し、代位弁済する者の有無等、滞納者の実態を正確に把握したうえで、生活が営めるよう配慮するとともに、生活相談等にも積極的に応じること。
- (3)滞納整理実務マニュアルは、滞納者の権利を脅かすことなく、公正かつ公平なものに改め、実務に際しては、安全かつ確実な徴税に努めること。
- (4)村長は、自らの過失を認め、遺族に謝罪すること。

以 上